

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成19年3月26日京都市条例第39号）（総務局人事部給与課）

国家公務員の例に準じ、次のとおり、職員の退職手当を改定することとしました。

- 1 役職別の貢献度及び在職年数をよりきめ細かく反映するため、退職手当の調整額を新設します。
- 2 給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額の計算方法について、特例を設けます。
- 3 退職手当の算出における育児休業期間の取扱いについて、対象となる子が1歳に達した日の属する月までの育児休業期間については、その3分の1に相当する期間を、職員としての在職期間から除算します。

この条例は、平成19年4月1日から施行することとしました。

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月26日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第39号

京都市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 職員が特別職に就任したときは、この条例の規定による退職手当の支給については、当該就任した特別職の前職を退職したものとみなす。

第2条の次に次の1条を加える。

(退職手当の額)

第2条の2 退職手当の額は、次条の規定により計算した退職手当の基本額に、第3条の2の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「(退職手当の基本額)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「額」を「基本額」に改め、同項第1号中「給料月額(退職の日における)」を「退職の日におけるその者の給料月額(」に改め、「(定年に達する日から6月前までに退職した者で、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものにあつては、給料月額及び当該給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の率を乗じて得た額の合計額)」を削り、同項第2号中「給料月額」を「退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)」に改め、同項第3号中「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条第4項中「額は、前3項」を「基本額は、前各項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「給料月額」を「退職日給料月額」に、「の額」を「の基本額」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 職員の退職が第1項第2号又は第3号かつ第2項に該当する場合において、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は第4項の規定により計算して得た額が次の各号に掲げる第2項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 59.28以上 特定減額前給料月額に59.28を乗じて得た額

(2) 59.28未満 特定減額前給料月額に第2項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に59.28から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第3条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じ

て得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前項の規定により計算した額であるもの
とした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

3 第1項第1号に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者
で、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じ
た年齢以上であるものに対する同号及び前項の規定の適用については、次の表の左
欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に
読み替えるものとする。

| | | |
|--------|-----------------|--|
| 第1項第1号 | 給料月額 | 給料月額及び給料月額にその者の勤続期間に 応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の 合計額 |
| 第2項第1号 | 及び特定減額 前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給 料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20 以内の割合を乗じて得た額の合計額 |
| 第2項第2号 | 退職日給料月 額に、 | 退職日給料月額及び退職日給料月額にその者 の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗 じて得た額の合計額に、 |

第3条の次に次の1条を加える。

(退職手当の調整額)

第3条の2 退職手当の調整額は、その者の在職期間（企業職員又は職員以外の地方
公務員、国家公務員（国家公務員退職手当法第2条に規定する者をいう。）その他
別に定める者（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員とな
った場合におけるその者の企業職員又は職員以外の地方公務員等としての引きつい

た在職期間（当該在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた公営企業又は地方公共団体等の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。以下同じ。）を含むものとする。ただし、その者がこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間については、この限りでない。以下同じ。）の初日の属する月から末日の属する月までの各月（次条第3号及び第4号の規定により除算する期間のうち別に定める月を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 79,200円
- (2) 第2号区分 62,500円
- (3) 第3号区分 50,000円
- (4) 第4号区分 45,850円
- (5) 第5号区分 41,700円
- (6) 第6号区分 33,350円
- (7) 第7号区分 25,000円
- (8) 第8号区分 20,850円
- (9) 第9号区分 16,700円
- (10) 第10号区分 0

2 前項各号に掲げる職員の区分は、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度等に関する事項を考慮して、別に定める。

3 次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定により計算して得た額

の2分の1に相当する額とする。

(1) 退職した者で、その勤続期間が4年以下のもの

(2) 前条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が10年以上24年以下のもの

4 前3項に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「額」を「基本額」に改め、「の各号」を削り、同条第2項を削る。

第5条第1項中「第3条」を「第2条の2から第3条の2まで」に、「準ずる」を「準じる」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第3条の2の規定による退職手当の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第3条の規定による退職手当の基本額が支給されない者

(2) 第3条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が9年以下のもの

第8条本文中「第3条」を「第2条の2から第3条の2まで」に改める。

第10条第1号及び第2号中「第4条第1項各号」を「第4条各号」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(端数計算)

第16条 退職手当の額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

附則に次の1項を加える。

6 京都市職員給与条例の一部を改正する条例(平成19年 月 日京都市条例第 号)

(以下「改正給与条例」という。)附則第10項の規定にかかわらず、この条例の規

定による給料月額には、改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額を含まないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(施行日前日額の保障)

- 2 職員が新制度適用職員（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の京都市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の京都市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項から第5項までの規定により計算した退職手当の額（別に定める職員にあっては、別に定める額）が、新条例第2条の2から第3条の2までの規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

(施行日後3年間の抑制措置)

- 3 職員が施行日以後平成22年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額が、その者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条第1項から第5項までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）を新条例等退職手

当額から控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 新条例第3条の2の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

(2) 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(適用区分)

4 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後の在職期間について適用する。

(関係条例の一部改正)

5 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「第3条第1項」を「第2条の2から第3条の2まで」に改める。

附則第4項中「第4条第1項第3号」を「第4条第3号」に改める。

6 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「2分の1」の右に「(育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの育児休業の期間にあっては、当該期間の3分の1)」を加える。

7 京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「退職手当の」の右に「基本額の」を加える。

第16条第3項中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

(総務局人事部給与課)